

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

～農業農村整備事業関係～



平成29年10月

岩手県農林水産部
農村計画課

設計変更ガイドライン （土木工事編）

目 次

1	策定の背景	P 1
1. 1	策定の趣旨	
1. 2	発注者・受注者の姿勢	
2	設計変更を行うことができないケース	P 3
3	設計変更を行うことができるケース	P 4
3. 1	「設計図書の照査」による手続き	
3. 2	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	
3. 3	設計図書の表示が明確でない場合の手続き	
3. 4	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き	
3. 5	工事中止の場合の手続き	
3. 6	受注者からの請求による工期の延長	
3. 7	発注者の請求による工期の短縮	
4	設計変更手続きフロー	P14
5	関連事項	P16
5. 1	指定・任意の正しい運用	
5. 2	入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	
5. 3	工事打合せ簿の記載例	

参考【別冊1】設計変更事例集（主な事例）

参考【別冊2】設計図書の照査ガイドライン

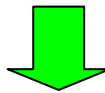
本ガイドラインは、岩手県が発注する農業農村整備事業に関係する土木工事等を対象とするものであり、設計変更における留意点等を取りまとめ、発注者・受注者双方の共通認識を深めることを目的としています。

岩手県農林水産部 農村計画課
技術指導担当（電話 019-629-5667）

1 策定の背景

1. 1 策定の趣旨

- 工事現場は常に工事完成に向けて動いている。
- 工事の早期完成は、発注者としては事業効果の早期発現。受注者としては企業の利益向上の観点から、発注者及び受注者の共通のメリットである。
- しかし、工事は、個別に設計された目的物を、多種多様な現地の自然条件や環境条件の下で建設するという性質を有していることから、常に設計図書と工事現場の不一致による問題発生が懸念される。
- また、設計図書の誤謬や脱漏、不明確な表示により、工事現場において不要なトラブルが生じる懸念がある。
- これらの問題への対処のために工事の進捗を止めることは、発注者及び受注者のお互いにとってデメリットとなる。
- したがって、このような当初予見できない問題に対する受注者の的確な協議と発注者の迅速な対応が重要となっている。

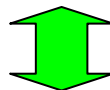


- 本ガイドラインは、既存の通知等を踏まえ、「工事の請負契約に係る契約書」（以下「契約書」という。）の別記第 18 条（条件変更等）における設計変更及びそれに係る契約手続きを迅速かつ適正に行うことができるよう、設計変更における留意事項をとりまとめたものである。
- 今後においても、運用の過程において本ガイドラインの見直しを行うとともに、必要な事項を追加していく。

1. 2 発注者・受注者の姿勢

<発注者>

積算及び設計図書等の作成にあたって、工事内容に関する項目について特記仕様書等に**条件を明示するよう徹底**する。また、施工中に受注者からの質問・協議があった場合は、迅速に対応するものとする。



<受注者>

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

（参考）用語の定義

- 契約・・・・・・契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。
- 契約変更・・・・・・契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう。
[上記の出典：農業土木標準用語事典]
- 設計図書・・・・・・図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 完成図面・・・・・・農業土木工事共通仕様書 1－1－27にある完成図をいう。
[上記の出典：農業土木工事共通仕様書]
- 設計変更・・・・・・契約書別記第18条及び第19条の規定により図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続の前に当該変更の内容を予め受注者に指示することをいう。

[上記の出典：県営建設工事（農業農村整備事業）の設計変更に伴う契約変更事務取扱要領
平成17年5月27日付け農計第60号]

2 設計変更を行うことができないケース

下記のような場合においては、原則として**設計変更を行うことができない**。

<設計変更を必要としないもの>

- ① 受注者の任意の都合による提案を発注者が「**承諾**」して**施工**した場合

<設計変更を行うことができないもの>

- ② 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に仮設、施工方法を判断して施工を実施**した場合
- ③ 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合
- ④ 契約書及び農業土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定められている**所定の手続きを経ていない場合**

契約書別記	第 18 条	条件変更等
〃	第 19 条	設計図書の変更
〃	第 20 条	工事中止
〃	第 21 条	受注者の請求による工期の延長
〃	第 22 条	発注者の請求による工期の短縮等
〃	第 23 条	工期の変更方法
〃	第 24 条	請負代金額の変更方法等
〃	第 30 条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
共通仕様書	1-1-3	設計図書の照査等
〃	1-1-17	工事の一時中止
〃	1-1-18	設計図書の変更
〃	1-1-19	工期変更

- ⑤ **正式な書面によらない事項**(口頭のみ)の指示・協議等の場合

ただし、契約書別記第 26 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。

ポイント ・発注者は、協議に対する回答を迅速かつ適切に行う必要がある。

3 設計変更を行うことができるケース

設計変更を行うことができるケースは、主に以下のものが挙げられる。

- ① 所定の手続き「協議等」を行い、発注者の「指示」によるもの
- ② 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業で監督職員と協議を行ったものについて実施する場合
- ③ 当初発注時点で明示していた土質条件や地下水位等に予期し得ない条件変更が現地で確認された場合
- ④ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手できない場合、又は受注者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合

ただし、設計変更にあたっては、下記事項に留意する。

- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（書面による確認）を行う。
- ② 当該工事における変更の必要性を明確にする。
- ③ 設計変更の必要が生じた場合は、その都度工事打合せ簿等で遅滞なく指示するものとし、所定の手続きは適切に行うものとする。

- ポイント**
- ・規格及び構造の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注する案件ではないかどうか)を明確にする。
 - ・「協議」の結果、金額変更を行わない場合もある。

(参考) 県営建設工事（農業農村整備事業）の設計変更に伴う契約変更事務取扱要領（抜粋）
平成 17 年 5 月 27 日付け農計第 60 号

(設計変更の手続き)

第 4 条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員が、その内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえで、請負者に指示書(文書)により行うものとする。

2 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一つに該当するものであるときは、あらかじめ、**契約担当者**(知事の委任を受けて建設工事請負契約に関する事務を担当する職員をいう。)の承認を受けるものとする。

(1) 変更見込金額が、**請負代金の 20%を超えるもの**(変更増の見込金額が 100 万円以下のものを除く。)又は**4,000 万円を超えるもの**。

(2) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの、及び新工種が追加となるもの。

(設計変更に伴う契約変更の手続き)

第 5 条 前条第 2 項各号に掲げる設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要性が生じた都度、遅延なく行うものとし、その他の設計変更に伴うものは、**工期の末（債務負担行為又は継続費に基づく工事にあっては、各会計年度の末又は工期の末）**に行うことをもって足りるものとする。

3. 1 「設計図書の照査」による手続き

【共通仕様書 1-1-3】

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等市販されているものについては受注者が揃えるものとする。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。
 また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

3. 1. 1 「設計図書の照査」の範囲をこえる行為の想定事例

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの
- ② 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの
- ③ 構造物の位置や計画高さ、延長や構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- ④ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものを含む）
- ⑤ 構造物の構造計算の結果が設計図面と符合しない場合で、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- ⑥ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合で、構造計算及び図面作成が必要となるもの
- ⑦ 土留め等の構造計算において設計条件と現地条件・施工条件が異なる場合で、構造計算及び図面作成が必要となるもの
- ⑧ 「設計基準」・「各種示方書」等との比較設計
- ⑨ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
- ⑩ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工事費の算出

ポイント

- ・「設計図書の照査」に要する費用は、受注者の負担とする。
- ・照査結果により、「設計図書の照査の範囲をこえる行為」が必要となる場合は、発注者と協議を行うものとする。
- ・協議の結果、照査の範囲を超える計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算等を実施する場合は、それらに要する費用は発注者の負担とする。

3. 1. 2 設計変更の手続き

〈受注者〉

「共通仕様書 1-1-3（設計図書の照査等）第 2 項」に基づく設計図書の照査を行い、「契約書別記第 18 条（条件変更等）第 1 項の（1）～（5）」に該当する旨を直ちに監督職員に通知。



〈発注者〉

発注者は契約書別記第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更。



〈発注者〉

発注者は契約書別記第 18 条第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更することができる。**



〈発注者〉・〈受注者〉

発注者と受注者とが協議により、契約書別記第 23 条に基づく工期の変更及び契約書別記第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

【参考】 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲の事例

- ① 設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認。
 - ア 配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か。また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかの確認（4-2）
 - イ 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は整合されているかの確認（4-5）
 - ウ 各設計図がお互いに整合されているかの確認（4-9）
 - エ 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（4-10）
 - オ 数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認（5-1）
 - カ 使用されている設計基準等は適切かの確認（6-1）
- ② 設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認。
 - ア 特記仕様書等における明示事項と現場条件に相違が無いかの確認（1-2）
 - イ 地下占用物件である電線、電話線、水道、光ケーブル及びその他地下埋設物を示した図面等関連資料があるか（2-11）
 - ウ 地質調査報告書と工事現場の踏査結果が整合するかの確認（3-15）
 - エ 構造図に地質条件を明記しているかの確認（4-6）
 - エ 隣接工区等との整合はとれているかの確認（4-13）

※（ ）は、参考【別冊 2】設計図書の照査ガイドラインにおける 4 設計図書の照査項目の番号である。

3. 2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

【契約書別記第 18 条第 1 項の(2)】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2～5項 省略

3. 2. 1 設計図書の誤謬又は脱漏の事例

- ① 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地質に関する一切の条件明示がない場合
- ② 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位（湧水）に関する一切の条件明示がない場合
- ③ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合
- ④ 設計図書（図面、仕様書等）に誤りがある場合

ポイント ・①～④の事例は、本来ならば当初発注時に条件明示すべきである。

3. 2. 2 設計変更の手続き

＜受注者＞

「契約書別記第 18 条（条件変更等）第 1 項の(2)」に該当する旨を直ちに監督職員に通知。



＜発注者＞

発注者は契約書別記第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更。



＜発注者＞

発注者は契約書別記第 18 条第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更することができる。**



＜発注者＞・＜受注者＞

発注者と受注者とが協議により、契約書別記第 23 条に基づく工期の変更及び契約書別記第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

3. 3 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

【契約書別記第 18 条第 1 項の(3)】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) **設計図書の表示が明確でないこと**
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2～5項 省略

3. 3. 1 設計図書の明示が明確でない事例

- ① 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ② 水替工実施の記載はあるが、作業時排水もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

ポイント ・①、②の事例は、本来ならば当初発注時に条件明示すべきである。

3. 3. 2 設計変更の手続き

＜受注者＞

「契約書別記第 18 条（条件変更等）第 1 項の(3)」に該当する旨を直ちに監督職員に通知。



＜発注者＞

発注者は契約書別記第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更。



＜発注者＞

発注者は契約書別記第 18 条第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更することができる。**



＜発注者＞・＜受注者＞

発注者と受注者とが協議により、契約書別記第 23 条に基づく工期の変更及び契約書別記第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

3. 4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

【契約書別記第 18 条第 1 項の(4)】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) **工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと**
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2～5項 省略

3. 4. 1 設計図書の施工条件と実際の工事現場が一致しない事例

- ① 設計図書に明示された地質が現地条件と一致しない場合
- ② 設計図書に明示された地下水位(湧水等の状況)が現地条件と一致しない場合
- ③ 3. 2 又は 3. 3 の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ④ 関連する工事、関係機関及び第三者機関等による制約が課せられた場合

3. 4. 2 設計変更の手続き

＜受注者＞

「契約書別記第 18 条（条件変更等）第 1 項の(4)」に該当する旨を直ちに監督職員に通知。



＜発注者＞

発注者は契約書別記第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更。



＜発注者＞

発注者は契約書別記第 18 条第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは**工期若しくは請負代金額を変更することができる。**



＜発注者＞・＜受注者＞

発注者と受注者とが協議により、契約書別記第 23 条に基づく工期の変更及び契約書別記第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

3. 5 工事中止の場合の手続き

【契約書別記第 20 条】

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない

3. 5. 1 自然的又は人為的な事象により工事が施工できない事例

- ① 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合
- ② 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ③ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合

3. 5. 2 設計変更の手続き

＜受注者＞・＜発注者＞

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない。



＜発注者＞

「契約書別記第 20 条（工事の中止）第 1 項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければならない。



＜発注者＞

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）。



＜受注者＞

受注者は、工事現場を維持しなければならない。



＜発注者＞

発注者は契約書別記第 20 条第 3 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更することができる。



＜発注者＞・＜受注者＞

発注者と受注者とが協議により、契約書別記第 23 条に基づく工期の変更及び契約書別記第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

3. 6 受注者からの請求による工期の延長

【契約書別記第 21 条】

（受注者の請求による工期の延長）

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、設計・施工条件図書記載の期間内に第 1 条第 3 項の規定に基づく発注者の承認が得られないことを理由として、発注者に工期の延長変更を請求することはできない。

3. 6. 1 受注者からの請求による工期の延長が認められる事例

- ① 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が必要な場合
- ② 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が必要な場合
- ③ その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期の延長が必要な場合

3. 6. 2 設計変更の手続き

〈受注者〉

「契約書別記第 21 条（受注者の請求による工期の延長）第 1 項」に基づき、その理由を明示した書面により監督職員に通知。



〈発注者〉

発注者は契約書別記第 21 条第 2 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは、**工期を延長することができる**。また、請負代金額についても必要と認められるときは変更することができる。



〈発注者〉・〈受注者〉

発注者と受注者とが協議により、契約書別記第 23 条に基づく工期の変更及び契約書別記第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

3. 7 発注者の請求による工期の短縮

【契約書別記第 22 条】

（発注者の請求による工期の短縮等）

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3. 7. 1 工期の短縮を要する事例

- ① 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ② その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

3. 7. 2 設計変更の手続き

＜発注者＞

「契約書別記第 22 条（発注者の請求による工期の短縮等）第 1 項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求。



＜受注者＞

受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。



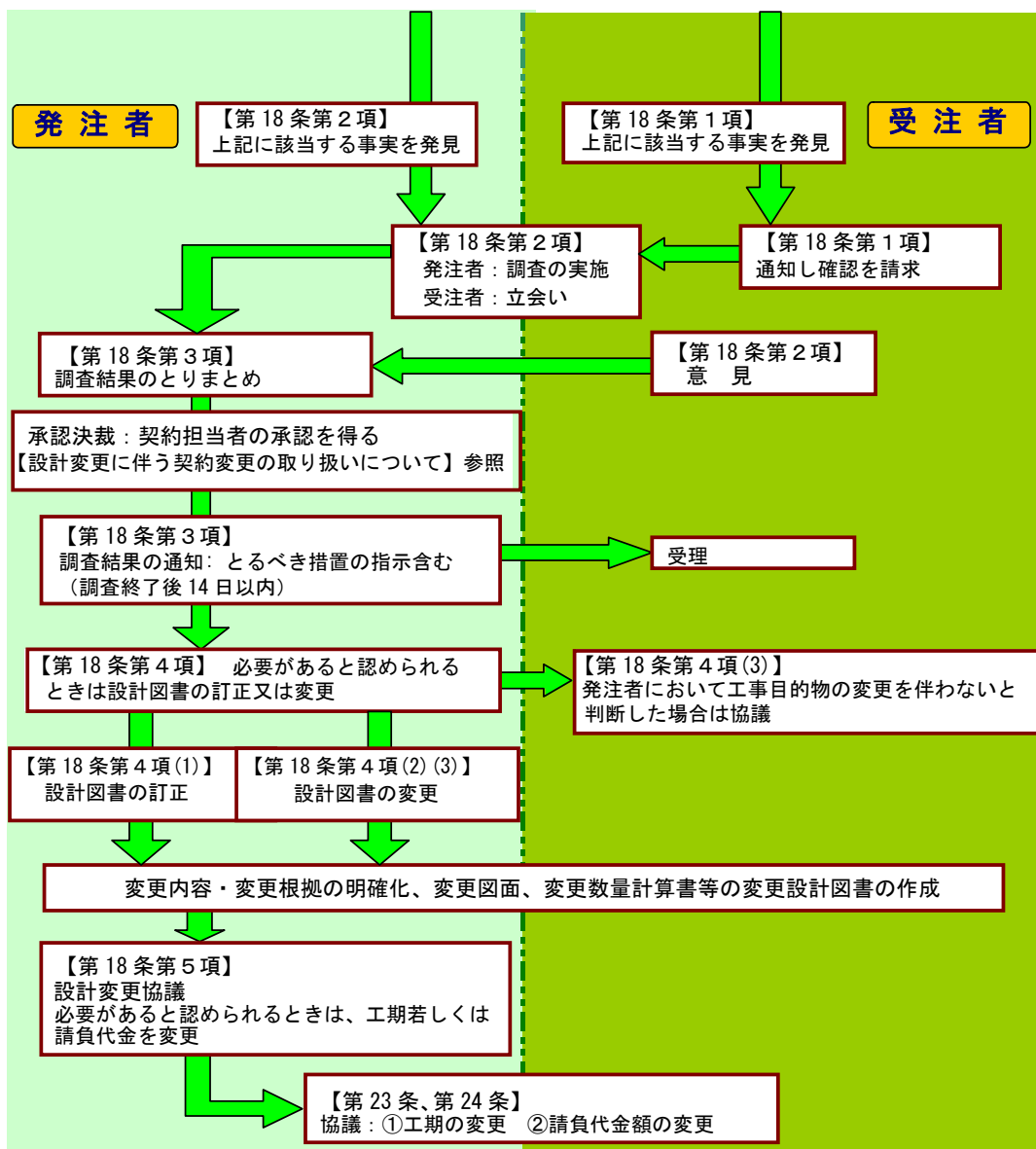
＜発注者＞・＜受注者＞

発注者と受注者とが協議により、契約書別記第 23 条に基づく工期の変更及び契約書別記第 24 条に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

4 設計変更手続きフロー

設計変更を行うケース（契約書別記第18条第1項の(1)～(5)）

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



* 条項は全て、契約書別記を示す

【契約書別記第 18 条】

（条件変更等）

- 第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- （1） 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - （2） 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - （3） 設計図書の表示が明確でないこと。
 - （4） 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - （5） 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いて、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- （1） 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う
 - （2） 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う
 - （3） 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

5 関連事項

5. 1 指定・任意の正しい運用

【契約書別記第1条第3項】

（総 則）

第1条 1～2項 省略

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

工事実施の手段、仮設物等の指定又は任意については、契約書別記第1条第3項にあるとおり、適切に定める必要がある。

<指定>

- ① 工事目的物を施工するに当たり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならないもの

<任意>

- ② その仮設、施工方法の一切の手段の選択を受注者の責任で行うもの
- ③ 任意については、変更があっても、原則として設計変更の対象としない

5. 1. 1 任意でも変更が認められる事例

当初契約時の施工条件と現場条件が異なり、仮設及び施工方法を変えざるを得ない場合は、任意であっても変更を行うことができる。

- ① 土留工等において、調査ボーリング実施個所と異なる地質が確認された場合
- ② 水替工において、想定排水量と現場排水量に乖離があり、排水量等に関する根拠資料が受注者から提出された場合

5. 1. 2 指定・任意の条件設定フロー

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする必要**がある。

また、施工に必要な仮設は適正に計上すると共に、施工上の条件を明示する。



任意については、**受注者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている（**契約変更の対象としない**）。



発注者（監督職員）は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応を行う**ように注意が必要

※ 例えば、任意における下記のような対応は不適切

- ① ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- ② 標準歩掛ではバック杓による施工となっているので、「グラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ③ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法以外での施工は不可」との対応。



ただし、当初契約時の施工上の条件と現場が異なり、仮設及び施工方法を変えざるを得ない場合は、任意であっても変更を行うことができる。

【参考】

【自主施工の原則】

契約書別記第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的に指定しない (契約条件ではない)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行う	行わない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行う	行う

<指定仮設とすべき事項>

- ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- ・仮設構造物を一般交通に供する場合
- ・関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ・特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

5. 2 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになる。

① 入札前

ア 入札公告（抜粋）

3 入札参加手続等

(2) 設計図書等の閲覧等

ウ 設計図書等に対する質問及び回答

(7) 設計図書等について**質問がある場合は、入札公告に示す期間内に発注機関に質問書を提出することができる。**なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

(4) 質問書に対する**回答は、入札公告に示す期間までに書面又は電子入札システム等で閲覧することとし、質問者への直接回答は原則として行わないものとする。**

5 入札方法等

(1) 入札書等の提出等

イ 質問回答において、**積算に関わる事項をお知らせすることがある**ので、質問回答を閲覧のうえ、入札書等の提出を行うこと。

イ 入札心得（抜粋）

1 趣旨

岩手県が発注する県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者は、この入札心得、配布された仕様書、図面又は閲覧に供した仕様書、図面、契約書案及び添付書類等を**熟覧の上、入札しなければならない。**

② 契約後

共通仕様書（抜粋）

第1編共通編 第1章総則 第1節総則

1-1-1-3 設計図書の照査等

2. 受注者は、**施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。**

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

5. 3 工事打合簿の記載例

① 工事打合簿（指示）の記載例

工 事 打 合 簿			
工事名	〇〇〇地区△△△工事		
発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出		
	<input type="checkbox"/> その他（ 〇〇〇工の変更について		
標記について、以下のとおり変更指示します。なお、 本指示内容は契約変更の対象とします。			
		(変更前)	(変更後)
〇〇〇工	規格	△△△	→ ▲▲▲
(以下省略)			

② 工事打合簿（協議）の記載例

工 事 打 合 簿			
工事名	〇〇〇地区△△△工事		
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出		
	<input type="checkbox"/> その他（ 〇〇〇工の変更について		
標記について、〇〇により施工困難であることから、添付図面のとおりに変更したいので、農業土木工事共通仕様書〇-〇-〇に基づき協議します。			
(途中省略)			
回答者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	回答年月日	平成〇〇年〇〇月△△日
回答事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理		
	<input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出		
<input type="checkbox"/> その他（ 協議のとおり施工されたい。なお、 本協議内容は契約変更の対象とします。			
(以下省略)			

③ 工事打合簿（承諾）の記載例

工 事 打 合 簿			
工事名	〇〇〇地区△△△工事		
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出		
	<input type="checkbox"/> その他（ 〇〇〇工の変更について		
標記について、添付図面のとおりに施工したいので承諾願います。			
(途中省略)			
回答者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	回答年月日	平成〇〇年〇〇月△△日
回答事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理		
	<input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出		
<input type="checkbox"/> その他（ ただし、契約変更の対象としない。			
(以下省略)			